

平成24年7月
市川市定例教育委員会会議録

市川市教育委員会

平成24年7月定例教育委員会会議録

- 1 日 時 平成24年7月5日(木) 午後2時00分開議
- 2 場 所 理事者控室
- 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会期の決定
 - 3 議事日程の決定
 - 4 会議録署名委員の指名
 - 5 議案第13号 市川市教育振興審議会への諮問について
議案第14号 市川市教育委員会住民基本台帳カードの利用に関する規則等の一部を改正する規則の制定について
議案第15号 市川市教育委員会補助金等交付規則の一部改正について
議案第16号 市川市私立幼稚園等子育て支援金交付規則の一部改正について
議案第17号 市川市少年センター運営協議会委員の委嘱について
 - 6 その他
 - 7 閉 会
- 4 本日の会議に付した事件
 - 1 議案第13号 市川市教育振興審議会への諮問について
議案第14号 市川市教育委員会住民基本台帳カードの利用に関する規則等の一部を改正する規則の制定について
議案第15号 市川市教育委員会補助金等交付規則の一部改正について
議案第16号 市川市私立幼稚園等子育て支援金交付規則の一部改正について
議案第17号 市川市少年センター運営協議会委員の委嘱について
 - 2 その他 (1) 平成24年6月市議会定例会について
(2) 平成23年度市川市学力・学習状況調査の分析について
(3) 平成24年度市川市学力・学習状況調査の実施について
(4) 教育実践記録論文募集について
- 5 出席委員 宇田川 進
吉岡 博之

五十嵐 芙美子
中村 ふじ江
田中 庸惠

6 欠席委員 内田 茂男

7 出席職員、職・氏名

教育次長	下川 幸次	教育総務部長	津吹 一法
学校教育部長	藤間 博之	生涯学習部長	倉橋 常孝
教育総務部次長	高坂 哲	生涯学習部次長	千葉 貴一
教育政策課長	大野 英也	人事福利担当室長	竹中 秀成
就学支援課長	伊藤 三郎	教育施設課長	金子 登志夫
義務教育課長	赤石 欣弥	指導課長	平山 健次
保健体育課長	水嶋 雅	教育センター所長	山元 幸惠
生涯学習振興課長	丸山 賢治	地域教育課長	鈴木 栄司
青少年育成課長	安部 幸弘	公民館センター長	秋本 賢一
中央図書館長	松本 雅貴	考古博物館長	新木 等
自然博物館長	宮田 明吉		

7 事務局職員、職・氏名

教育政策課	主 幹	水越 英明
〃	主 幹	福田 修
〃	副主幹	近藤 孝子
〃	副主幹	宮内由美子
〃	副主幹	岡田 靖弘
〃	副主幹	関原 一久

○ 宇田川委員長

ただいまから、平成24年7月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、委員の過半数が出席しておりますので地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。それでは日程に従い議事を進めます。会議録署名委員の指名を行います。会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は委員長、五十嵐委員、田中委員を指名いたします。続きまして、議案に入ります。議案第13号 市川市教育振興審議会への諮問についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ 教育政策課長

議事日程の1ページをお願いいたします。本案につきましては、平成23年度の教育委員会の権限に関する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価を市川市教育振興審議会へ諮問する必要があるために提案させていただいたものでございます。審議会への諮問の理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づき、毎年教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表しなければならないこととされております。この点検及び評価を行うに当たりましては、教育に関し学識経験を有する方の知見の活用を図ることが求められておりますので、その知見の活用を図ることを目的に点検及び評価に関する事項についてご意見をいただくため、7月17日に予定してございます第1回目の市川市教育振興審議会において諮問するものでございます。なお、お手元に配付させていただいておりますこちらの厚い諮問資料集案、内部評価報告書案でございますけれども、教育委員会内部で構成しております内部評価委員会におきまして、平成23年度の施策の推進について点検及び評価を行いました後に、教育委員の皆様にも先日ご意見をいただきまして、その結果をまとめたものでございます。審議会への諮問資料として提出させていただく予定をしております。以上、市川市教育振興審議会への諮問についてご説明させていただきました。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。

○ 五十嵐委員

この間いろいろ勉強会をしたときと同じですか。

○ 教育政策課長

2点ほど入れさせていただいたところがございます。ちなみに申し上げますと、75ページの教職員が子どもと向き合う時間の拡大を図る取り組みの状

況でございますけれども、今後の改善点として、内部の事務局内での評価結果は、改善は図る点は特にないとさせていただいたのですが、中村委員からご指摘をいただきまして、実施事業の進め方について改善を図るということに修正させていただきました。下にご書いてございますようなご意見をいただいたので付記させていただいたところでございます。もう1点が、87ページ、学校と地域を結ぶコーディネーターの養成を図る取り組みの状況というところで、これは委員長からご指摘をいただきまして、意見欄にその旨、ご意見を記載させていただきました。前回ご意見をいただいた結果、修正させていただいたのは、この2点でございます。

○ 宇田川委員長

他に質疑がないようですので、議案第13号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第14号 市川市教育委員会住民基本台帳カードの利用に関する規則等の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ 教育政策課長

議事日程3ページをお願いいたします。まず、今回、本規則の一部を改正することといたしました理由でございます。現在、我が国に入国する外国人に関する情報は、法務省が出入国管理及び難民認定法、いわゆる入管法によりまして管理し、市町村が外国人登録法により管理して二元的に管理されております。しかしながら、その情報の連携は十分に行われておらず、在留外国人の居住等の実態が必ずしも十分に把握できているとは言えないなどの問題点がございました。法務省はこのような問題点や、近年の在留外国人の急増を踏まえまして、外国人登録法を廃止して入管法へ一本化することといたしました。この外国人登録法の廃止に伴いまして、市町村が外国人住民を把握する手段がなくなりますことから、行政サービスの供給に支障を来すことのないよう、日本国籍を有しない者の適用を除外しております現行の住民基本台帳法を改正いたしまして、外国人の住民をその適用対象に加えるなどの在留管理制度の改正を行うことといたしております。今回、この在留管理制度の改正を行う住民基本台帳法の一部を改正する法律、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律などの一部が平成24年7月9日に施行されることに伴いまして、外国人登録法に基づく規定を引用しております条文の整備を行うとともに、外国人住民に係る本人確認書類を加えるほか、引用条文の整備を行う必要がございますことから、市

川市教育委員会住民基本台帳カードの利用に関する規則等の一部を改正するものでございます。続きまして、主な改正内容等についてご説明申し上げます。議事日程7ページをお願いいたします。新旧対照表でございます。初めに、市川市教育委員会住民基本台帳カードの利用に関する規則の一部改正についてをご説明申し上げます。改正後の第3条第2項をごらんください。教育委員会は、市川市住民基本台帳カードの利用に関する条例に基づきまして、住民基本台帳カードを図書等の貸し出しを受ける際に必要となる図書館利用券として利用できるサービスを提供しておるところでございます。この規定は、そのサービスの利用の申請の際に本人確認等を行うために提出または提示を求める書類について定めているものでございます。今回、在留管理制度の改正によりまして、外国人住民は住民基本台帳法の適用対象となりますため、住民基本台帳カードの交付を受けられることとなります。これに伴いまして、外国人住民は、教育委員会が住民基本台帳カードを利用して提供するサービスも当然受けることができるようになるところでございます。そこで、外国人住民の本人確認等を行うために提出または提示を求める書類に、今回の在留管理制度の改正により外国人住民が所持することとなります在留カード及び特別永住者証明書を加えるものでございます。なお、この改正にあわせまして、第3項など他の規定におきまして整合性を図る条文の整備を行ってございます。次に8ページでございます。第6条及び第8条をごらんください。これらの改正につきましては、規定中において引用しております住民基本台帳法施行令の条項に移動があったことに伴いまして、引用条文の整備を行うものでございます。続きまして、ただいまご説明いたしましたもの以外の規則の改正につきましてご説明いたします。これらの改正内容は、すべて同一となりますことから、市川市私立幼稚園類似施設園児補助金交付規則の一部改正を例に一括してご説明申し上げます。それでは、9ページ、改正後の第2条第2号及び第3号をごらんください。これらの規定につきましては、補助金の支給要件について定めているものでございますけれども、今回、外国人登録法が廃止されますことから、同法に基づく登録を削るということでございます。最後に、施行期日についてご説明申し上げます。5ページにお戻りいただけますでしょうか。改正文の附則でございます。まず、第1項施行期日でございますけれども、この規則の改正後の規則の適用日について定めるものでございます。今回の規則改正の契機となりました住民基本台帳法の一部を改正する法律等は、一部の規定を除きまして平成24年7月9日から施行されますことから、同日をこの規則の施行期日とするものでございます。次に、第2項経過措置でございますけれども、この規則による改正後の市川市教育委員会住民基本台帳カードの利用に関する規則の特例を定めるものでございます。この経過措置の内容でございますが、外国人登録法の廃止に伴いまして廃止されます外国人登録証明書につきましては、

今回の在留管理制度の改正により外国人住民が所持することとなります在留カードまたは特別永住者証明書が交付されるまでの間、在留カードまたは特別永住者証明書とみなすこととしております。このことから、その外国人登録証明書を在留カードまたは特別永住者証明書とみなしまして、改正後の市川市教育委員会住民基本台帳カードの利用に関する規則の規定を適用することとするものでございます。以上が市川市教育委員会住民基本台帳カードの利用に関する規則等の一部改正につきましてご説明させていただきました。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第14号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第15号 市川市教育委員会補助金等交付規則の一部改正についてを議題いたします。提案理由の説明を求めます。

○ 教育政策課長

議事日程12ページをごらんください。まず、今回、本規則の一部を改正することといたしました理由でございます。暴力団の排除に関する事項等を定めました市川市暴力団排除条例が平成24年2月市議会定例会におきまして可決制定され、同年7月1日から施行されているところでございます。この条例は、千葉県暴力団排除条例が平成23年9月1日から施行されていることを踏まえまして、市の事務、または事業からの暴力団の排除を推進するなどして、県の取り組みと相まって市域における地域に密着した暴力団排除の取り組みを推進しようというものでございます。具体的には、暴力団の排除を推進し、市民の平穏な生活及び事業活動の健全な発展に寄与するため、暴力団の排除に関し基本理念を定めまして、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する事項を定めたものでございます。その条例におきましては、市は公共工事その他の市の事務または事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者である暴力団員等または暴力団もしくは暴力団員等と密接な関係を有する者である暴力団密接関係者を市の事務等から排除するために、市が実施する入札への参加の制限その他の必要な措置を講ずることとしております。今回、この規定が施行されることに伴いまして、市長部局において市が交付する補助金等が暴力団を利することとならないよう、その交付対象者から暴力団、暴力団員等及び暴力団密接関係者を排除する市川市補助金等交付規則の改正を行うこととしたところでございます。本規則は

市長部局の市川市補助金等交付規則と趣旨、規定を同じくしておりますことから、本規則につきましても、市長部局における改正と同様の改正を行う必要がございますため、本規則の一部を改正するものでございます。続きまして、主な改正内容についてご説明いたします。議事日程14ページをお願いいたします。新旧対照表でございます。改正後の第4条をごらんください。本条は、補助金等の交付の決定について規定してございます。今回、教育委員会が交付する補助金等の交付対象者から暴力団、暴力団員等及び暴力団密接関係者を除外するため、補助金等の交付の申請をした者が暴力団等である場合には、補助金等の交付の決定をしない旨を第2項に加えるものでございます。続きまして、同じページの下のほうでございますが、改正後の18条第1項をごらんください。本項は、補助金等の交付決定の取消しについて規定しております。こちらにつきましても、教育委員会が交付する補助金等の交付対象者から暴力団、暴力団員等及び暴力団密接関係者を除外するために、補助金等の交付の決定を取り消すことができる要件に、暴力団等であることが判明した場合を第6号に加えるものでございます。その他の改正箇所につきましては、いずれもただいまご説明いたしました改正に伴い必要となる条文の整備でございます。最後に、施行期日等についてご説明いたします。13ページにお戻りください。改正文の附則でございます。まず、第1項施行期日でございますけれども、この規則の改正後の補助金等交付規則の適用日について定めるものでございます。今回の改正の契機となりました市川市暴力団排除条例は、既に平成24年7月1日に施行されておりました、速やかに本規則を施行させる必要がございますことを踏まえまして、平成24年8月1日をこの規則の施行期日とするものでございます。これは、市長部局の市川市補助金等交付規則の施行日と合わせたものでございます。次に、第2項経過措置でございますが、この規則による改正後の補助金等交付規則の適用関係を明確にするものでございます。この経過措置の内容でございますが、この規則による改正後の補助金等交付規則の規定につきましては、平成24年8月1日以後に交付申請のあった補助金等について適用し、同日前に交付申請のあった補助金等については、なお従前の例によるという旨を定めたものでございます。以上、補助金等交付規則の一部改正につきましてご説明させていただきました。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。

○ 吉岡委員

14ページの第4条の改正後の第2項の3段目に「暴力団員等」とありますけれども、密接関係者が次に出てきますよね。それとまた別になっているものですから、ここの「暴力団員等」の「等」は、例えばどういう事例を言っているのでしょうか。参考までに教えてもらいたい。

○ 教育政策課長

条例のほうに定義が書いてございまして、暴力団員等というのは、暴力団員または暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者ということで、今暴力団員である者と、5年前にさかのぼって暴力団員でなかった者という意味でございます。

○ 吉岡委員

家族だとか、そういうことじゃないのですね。

○ 教育政策課長

家族等はこの「等」には入ってございません。

○ 宇田川委員長

他に質疑がないようですので、議案第15号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第16号 市川市私立幼稚園等子育て支援金交付規則の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ 就学支援課長

資料は16ページから25ページとなっております。私立幼稚園等子育て支援金は平成19年度から開始された補助制度でございまして、子どもを3人以上扶養している多子世帯の経済的な負担の軽減を図り、子育て支援を行うことを目的としております。第3子目以降の子どもが私立幼稚園や私立幼稚園類似施設に在園している園児の世帯のうち一定の所得以下の世帯に対して、市川市私立幼稚園等子育て支援金を交付することとしております。支援金は、保護者が年間に支払った幼稚園等の保育料から他の補助金、私立幼稚園の場合は私立幼稚園就園奨励費補助金、幼稚園類似施設の場合は私立幼稚園類似施設園児補助金を除き、残った保育料に対し月額2万5,000円、年額30万円を限度に交付する補助制度となっているものでございます。今回の規則の改正におきましては、平成24年度より市町村民税の年少扶養控除が廃止されたことが大きな要因となっております。年少扶養とは、16歳未満の子ども、中学生までが対象となっておりますが、これは子ども手当の交付対象と一致しているものとなっております。昨年度までは保護者の年間の所得額から16歳未満の子ども1人につき33万円の控除が受けることができ、市町村民税の額に反映されていたところでございますが、この控除が平成24年度より廃止となり、市民税額が増額となっているところでございます。そこで、国の就園奨励費補助金の所得制限の基準額が引き上げを行ったことに伴い、市川市私立幼稚園就園奨励費補助金の所得制限も同様に引き上げたところでございますが、私

立幼稚園等子育て支援金の交付対象者との均衡を考慮いたしまして、支援金の交付対象者に係る所得制限の引き上げを行うものでございます。また、申請手続における申請者の負担軽減及び行政の事務の効率化を図るため、その申請手続の見直しを行うほか、所要の改正を行うため、本規則の一部を改正するものでございます。それでは、主な改正内容をご説明させていただきます。新旧対照表の資料21ページ、第3条第3号をご覧くださいと思います。子育て支援金の交付対象者につきましては、これまで市川市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則に基づく市川市私立幼稚園就園奨励費補助金における補助対象者に係る所得制限と同様にしておりましたが、国の就園奨励費補助金の基準額の引き上げに伴い、所得制限の上限を18万3,000円から21万1,200円とする改正を行ったことを踏まえ、同様の所得制限の引き上げを行うものでございます。次に、同ページ、第5条第2項をご覧くださいと思います。支援金の額は、園児の保護者に係る市民税等の課税状況により決定されることから、当該保護者の市民税等の課税状況を明らかにしてもらうため支援金の交付申請の際、一律にその課税状況を証する書類を添付してもらうこととしておりましたが、保護者のうち本市から課税される者につきましては、必ずしも当該書類の添付を求めなくともその状況を把握することができることから、あらかじめ保護者の同意を得まして当該書類の提出を省略することができる旨の規定を設けるものでございます。次に、資料25ページをごらんください。これは、申請書の裏面に、課税状況について、市川市が調査することに同意をする欄を設けさせていただいております。次に、23ページの支援金の交付の特例をご覧くださいと思います。当該規則では、年少扶養控除の廃止に伴い所得制限の引き上げを行っておりますが、前年度において支援金の交付を受けることができた世帯のうち、一部の世帯において年少扶養控除の廃止に伴う影響により、24年度から子育て支援金の対象から外れるケースがあることから、支援金の交付の特例を制定附則に規定するものでございます。本来の所得制限は21万1,200円となっておりますが、この基準額は、さきにご説明いたしましたとおり、国の就園奨励費補助金の基準額であり、年収が約680万円、家族が4人で、うち年少扶養の子どもが2人のモデルケースを基準としております。そこで、年少扶養の人数によって子育て支援金の基準額に加算額を加え、年少扶養控除廃止の影響を考慮するため、年少扶養が3人以上の場合、1人分の加算額1万9,800円を加えていくものでございます。この加算額1万9,800円は年少扶養の扶養控除額33万円に市民税の税率6%を乗じて求めたものでございます。また、この特例措置は平成24年度が3歳児から5歳児、平成25年度が4歳児と5歳児、平成26年度が6歳児を対象としているものでございまして、平成24年度に在園していた園児が卒園する平成26年度までの特例措置としているところでございます。以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第16号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第17号 市川市少年センター運営協議会委員の委嘱についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ 地域教育課長

議事日程資料の26ページから28ページでございます。市川市少年センター運営協議会委員を委嘱したいので議決を求めるものでございます。提案理由といたしましては、市川市少年センター設置条例第6条及び市川市少年センター設置条例施行規則第2条にて委嘱している委員8名が、役職の交代並びに退職に伴い、新たに委員の委嘱が必要なためご提案させていただくものでございます。解嘱委員、委嘱委員の新旧対照表は27ページになります。また、市川市少年センター運営協議会委員名簿は28ページのとおりでございます。具体的には、第1号委員（教育関係者）でございます松永 潤委員、大嶋章一委員につきましては推薦母体での役職交代による解嘱でございます。渡邊誠委員は平成24年3月31日をもって退職されたことによる解嘱でございます。次に、第2号委員（児童福祉関係者）では、阿部宏之委員につきましては人事異動による解嘱でございます。次に、第3号委員（警察関係者）になります。竹嶋 司委員は人事異動による解嘱でございます。続きまして、第5号委員（民間有識者）の鵜飼寿彦委員は人事異動により、また、齋藤 匠委員、石塚一典委員は推薦母体での役職交代による解嘱でございます。以上8名の解嘱です。次に、後任といたしまして新たに委嘱する委員8名といたしましては、第1号委員3名は、尾崎明男委員、市川市立第四中学校長、深尾武司委員、市川市立福栄小学校長、佐藤英幸委員、東京学館浦安高等学校長並びに第2号委員1名につきましては、石井宏美委員、千葉県市川児童相談所上席児童福祉司並びに第3号委員1名につきましては、畑 雄介委員、行徳警察署生活安全課長並びに第5号委員3名につきましては、五味典有委員、日本毛織株式会社コルトンプラザ施設課、幸前多加史委員、市川市PTA連絡協議会会長、神尾晴彦委員、市川市青少年相談員連絡協議会副会長の8名でございます。委員の任期につきましては、議決のあった日より前任者の残任期間であります平成25年7月16日まででございます。なお、委員の構成は、男性10名、女性5名となっており、女性の比率が33.3%でございます。年齢構成は、平均年齢は57歳1カ月でございます。最高年齢は75歳で、最低年齢は37歳となっております。30歳代から70歳代までの幅広い年齢構成とな

っております。説明につきましては以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第17号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。続きまして、その他に入ります。(1)平成24年6月市議会定例会についてを説明してください。

○ 教育次長

29ページをお願いいたします。4月の定例教育委員会の際に24年2月の市議会定例会での代表質疑であるとか一般質問等についてご説明をしまして、後日、その説明内容を文書化して送らせていただいておりますが、今後、市議会定例会後には、この定例教育委員会におきまして議会での質問、あるいはその答弁の内容についてご報告をすることとさせていただきたいと思っております。今回は、24年6月の市議会定例会の報告になります。会期ですけれども、平成24年6月8日から6月22日金曜日まででございました。教育委員会が答弁しました一般質問ですけれども、全部でご質問者は14名おられました。大きく分けた質問項目では21となっておりますが、本日は時間的な制約もございまして、主なもののみの補足をしながらご説明をさせていただきたいと思っております。質問の主なものですけれども、まず、1点目は通学路等の安全対策が3名の方からご質問がございました。それから、ICT関係、コンピューター関係ですけれども、これはお1人の方からご質問がありました。再生可能エネルギーもお1人、耐震改修もお1人、放射能関係がお2人、それから、その他ということでいろいろな質問があったのですが、これが13名の方からのご質問、13件ということになります。順次エキスといいますか、そういったところだけをご説明したいと思っております。まず、通学路等の安全対策、3名の方からご質問いただいておりますが、29ページの堀越議員さん、34ページの青山議員さん、37ページの桜井議員さんとなっております。内容的には、京都・亀山市などの事故によりまして、本市でどのような対策をとっているかというご質問でした。全国的な事故を受けまして、通学路等の安全に関心を持つ議員さんがふえてきているということでございます。これにつきまして、本市ではもう既に事故の前の4月末の段階から、各学校と教育委員会の職員による点検とか調査に取り組んでいること、さらには、市長部局であります道路交通部と連携した調査や警察、それから県の葛南土木事務所などと合同点検を実施し、具体的な改善策を協議していることを答弁

しました。また、調査の結果では、5月に実施しました通学路の再点検で把握した危険箇所は、その時点では33カ所でしたが、17カ所については具体的な改善の方法や取り締まり等の対応が検討され、実施時期、あるいは予算要求等の方向性が定まっております。また、対応が未定の16カ所ですが、これは管轄が違うということもありまして、ガードレールなどの対応を県の葛南土木事務所に要望したり、横断歩道、信号機の設置などは警察を通じて県の公安委員会に要望している旨の答弁をしております。次に、ICT、コンピューター関係ですけれども、これは30ページの宮本議員さんをご質問されておりますけれども、内容的には校務支援システムや学習支援システム、これまでもICTについては何度かご質問いただいている内容と同様な感じのご質問でございましたので、その効果等についてご答弁をしております。それから、3番目の再生可能エネルギー、これは31ページの西村議員さんですけれども、質問の主たる趣旨は、学校施設に限らず公共施設への再生可能エネルギーの導入というご質問で、最初の答弁は環境清掃部から太陽光発電システム等の設置件数などについてありました。教育委員会では、今後、学校施設に再生可能エネルギーを設置する計画はあるかというご質問でございましたので、建て替えます国分小学校及び第四中学校に太陽光発電システムを建て替えにあわせて設置する計画であるという答弁をしております。4番目の耐震改修ですけれども、これは32ページの浅野議員さんからのご質問でした。内容的には、非構造部材の耐震化ということで、先日もお話ししたように、耐震化も進んできたことから、市の次の耐震化については非構造部材に関心が移ってきているということでもあります。これに対しましては、文部科学省から出されています非構造部材の耐震化ガイドブックに基づいた調査をしているということをご答弁しております。現時点では学校職員による第1次の調査を行っておりまして、調査箇所が約2,700カ所ございましたが、異常が認められない、あるいはまた対策済みが90.7%、異常かどうか判断がつかないというのが5.8%、明らかな異常が見られるが3.5%といった学校の職員の皆さんによる調査の結果をご答弁しております。今後は、学校の設置者、教育施設課とかで第2次の点検を夏休み期間を中心に行うという答弁をしております。最後に、放射能関係でお2人の方にご質問いただいております。34ページの青山議員さん、35ページの湯浅議員さんです。放射能につきましては、全体的に質問数が減ってきておりまして、今回の質問も今後の大気中の放射能の測定方法はとか、モニタリングポストとかの測定方法であるとか、住民、子どもの健康調査はどうするのかとか、学校に限らず、食料品の検査はどういうふうにするのかというご質問がありまして、教育委員会に関係する質問としては2点ありました。学校給食の安全性というのが青山議員さんからいただいていたのですけれども、このご質問は給食の調理作業工程も含めた質問でございました。放射能関係につきましては、引き続き放射性

物質検査を定期的に行うことや、使用頻度が高い食材を検査機関に委託し検査すること、本年度から各学校の提供給食1週間分も計画的にミキシング検査をするというような答弁をしております。もう1点、学校プールのご質問がありまして、これについては、清掃は教職員等大人が実施するように通知をしていること、プールの汚泥については簡易検査によるモニタリングを行いました。どの学校も1,000ベクレル未満であったこと、清掃前のプールについてもセシウムは不検出であったといった答弁をしております。詳細につきましては、申しわけございませんが、お読みいただければと思います。以上でございます。

○ 宇田川委員長

ありがとうございました。次に(2)平成23年度市川市学力・学習状況調査の分析についてを説明してください。

○ 指導課長

お手元のA4資料、結果の概要をごらんください。観点別、また、基礎・活用別の結果ですが、ほとんど「おおむね良好」でございました。教科別に考えますと、国語につきましては、小学校5年生の「書く能力」、また、中学校2年生では「関心・意欲・態度」と「書く能力」がやや全国平均を下回っておりました。算数・数学につきましては、いずれも「おおむね良好」でございました。今後の対策につきましては、「書く能力」につきましては、国語学習に限らず調べ学習等で結果を発表する際、相手や目的、意図を考えて、自分の考えが明確になるように文章を書くよう指導していきたいと考えております。また、「関心・意欲・態度」につきましては、学校訪問、また、要請訪問等の場で各指導主事のほうから現場に指導していきたいと思っております。以上でございます。

○ 宇田川委員長

ありがとうございました。次に(3)平成24年度市川市学力・学習状況調査の実施についてを説明してください。

○ 指導課長

議事日程の40ページをごらんいただきたいと思います。この調査についてでございますが、7月2日月曜日に振替休業日で休みだった4校を除いて一斉に実施いたしました。今年度も業務を委託しました東京書籍株式会社が調査問題用紙を作成し、各小中学校で実施しました調査問題を回収、採点、集計いたします。そして、その分析結果は8月中旬に教育委員会、各小中学校及び児童生徒へ提供されます。これはすべて市の予算で実施させていただきます。調査対象学年及び教科につきましても、昨年同様、小学校第5学年で国語、算数、生活行動・学習活動調査、また、中学校では第2学年で国語、数学、生活行動・学習活動調査でございます。本調査の結果は平成23年度の分析結果との経年での比較も可能となります。さらに、市川市の児童生徒の

学力の把握と分析ができるものと考えております。以上でございます。

○ 宇田川委員長

ありがとうございました。次に(4)教育実践記録論文募集についてを説明してください。

○ 教育センター所長

資料41ページ、42ページをごらんください。教育実践記録論文募集事業は、市立幼・小・中・特別支援学校教職員を対象といたしまして、日常の教育活動をまとめた論文を募集し、教職員の自己啓発を促すとともに、論文集「いぶき」を発行して優れた実践を広く紹介し、市川教育全体の向上を目指し実施しております事業でございます。昭和54年にスタートし、今年度で34年目を迎えており、昨年度につきましては19編の応募がございました。本年度、本事業に対しまして財団法人市川教育会館維持財団より、後援をさせていただきたいとの申請があり、承諾しております。この市川教育会館維持財団は、市川教育会館を維持経営し、市川教育の振興を図ることを目的として設置された財団であり、教育実践記録論文募集事業の趣旨が財団の事業目的に沿ったものであることから申請されたものでございます。なお、財団におきましては、市川市教職員並びに教育関係者の研修事業の一環としまして、入賞者に対し研究奨励金等を贈る予定とのことでございます。以上でございます。

○ 宇田川委員長

ありがとうございました。本日の議事は以上ですが、皆様から何かございますか。

○ 指導課長

インドネシア共和国の特別支援学校視察について、ガーデニングスクール一中・国府台の2点について、急でございますが、説明させていただきます。インドネシア共和国の特別支援学校視察についてでございますが、本日、午前中、インドネシア共和国から、資料にありますように関係者34名が市川市立須和田の丘支援学校稲越校舎に視察にお見えになりました。私初め教育委員会から5名参加いたしまして、通訳等の仕事もお引き受けいたしました。学校にいらした時間は2時間程度でございましたけれども、通常の小学校に併設されております須和田の丘支援学校稲越校舎の特色、また、特色ある教育活動をごらんになりまして、4月にできたばかりの広々とした新校舎の中で、子どもたちが自立活動等伸び伸びと活動している姿をごらんになりまして、ご満足そうに皆様お帰りになりました。2番目ですが、ガーデニングスクール一中・国府台というチラシをごらんください。市川市はガーデニング・シティとして市を挙げて花であふれる町並みづくりを推進していくことを受けまして、一中と国府台高校が連携しましてガーデニングスクールづくりに取り組むということで、ご紹介をさせていただきます。以上でございます。

○ 宇田川委員長

ありがとうございました。ほかに何かございますか。

○ 他の委員

ございません。

○ 宇田川委員長

それでは、これもちまして平成24年7月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後2時53分閉会)

署名委員

委員長

宇田川 進

委員

五十嵐 笑美子

委員

田中 庸惠